

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 12 月 7 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	温泉排熱回収ヒートポンプ冷暖房・給湯システムによる省エネルギー事業
排出削減事業者名	北海道雨竜郡北竜町
排出削減共同実施事業者名	北海道電力株式会社 (その他関連事業者名：北電総合設計株式会社)
事業実施場所	サンフラワーパーク北竜温泉 (北海道雨竜郡北竜町板谷 163-2)
事業の概要	従来灯油ボイラーと吸収式冷温水機で行っていた給湯・暖冷房・浴槽昇温を温泉排水熱源ヒートポンプシステムで行い、さらに温泉排水の熱回収により給湯補給水の昇温を行うことで灯油使用量及びCO ₂ 発生量を削減する。
排出削減量の計画	679 tCO ₂ /年 ただし 2009 年度は 251tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 2,288tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	ホテル棟： 002-A ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 (熱回収型ヒートポンプ) 保養センター棟： 002-A ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 (熱回収型ヒートポンプ) 009 温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2009年11月18日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：サンフラワーパーク北竜温泉 (住所：北海道雨竜郡北竜町板谷 163-2)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。 2) 経済的見地から判断して、本事業が魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、4.2年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 3) 本事業所（サンフラワーパーク北竜温泉）にある既存設備は1990年代前半に設置されたため、昨年ごろから設備の更新かメンテナンスを行うかの検討を始めた。また、昨年は原油価格の高騰により、灯油の単価も同じく高騰していた。そのような中で、事業所にある排湯という熱源を用いることで効率の良い設備の検討を始め、昨年10月、イニシャルコスト、ランニングコストの面で化石燃料を用いた設備よりヒートポンプの省エネ効果が大きいとの結論を得た。昨年度の議会で今年度の予算として承認され、事業実施に至ったことを、事業者への質問にて確認している。また、事業所は公共施設なので、国内クレジット制度に参加することによって、経済産業省、北海道電力、新聞等により「サンフラワーパーク北竜温泉」の広告効果が得られ、町の活性化にも繋がると見込まれた旨を事業者への質問にて確認している。

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002A および 009 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>方法論 002A</p> <p>適用条件 1 については、既存の熱源機器の視察、設備の仕様書の確認等によって、高効率の熱回収型ヒートポンプを導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、設備の系統図及び現場視察で熱回収型ヒートポンプが、冷水及び熱回収機能による冷温水の製造のために使用することを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、既存設備の点検表を確認した結果、既存設備が継続的に利用できたことを確認した。</p> <p>適用条件 4 については、設備の系統図及び現場視察において、更新後の熱回収型ヒートポンプで製造した冷水及び温水を自家消費することを確認した。</p> <p>方法論 009</p> <p>適用条件 1 については、設備の系統図及び現場視察において、温泉排熱を化石燃料（灯油）利用の熱源に変えて使用することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、設備の系統図及び現場視察より、新規に設置した熱交換器を介して熱利用していることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、既存設備の点検表を確認した結果、既存設備が継続的に利用できたことを確認した。</p> <p>適用条件 4 については、設備の系統図及び現場視察において、製造した温熱を自家消費していることを確認した。</p>

4. 特記事項

特になし

以上